

令和7年度 第2回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員(9人)

会長	1番	沖 道人
農業委員	2番	田尻 博樹
農業委員	3番	永吉 雄子
農業委員	5番	榮 照和
農業委員	6番	辻 雄一郎
農業委員	7番	榮 米子
農業委員	8番	前原 伸治
農業委員	9番	幸山 利忠
農業委員	10番	前田 博徳

4. 欠席委員(0人)

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	榮 功助
推進委員	2番	川畑 伸之
推進委員	3番	西 和秋
推進委員	5番	池沢 清良
推進委員	6番	森 由美子
推進委員	7番	久本 和秀
推進委員	8番	元榮 将博
推進委員	9番	芦村 利広
推進委員	10番	田畑 則仁

欠席委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

議案第6号 農業振興地域内農用地計画変更について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 あっせん委員の指名について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄

事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局	<p>ただ今から、令和7年度第2回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、全委員出席なので、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>令和7年度市町村農業委員会会長・事務局長会議について説明。以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、6番辻雄一郎委員、7番榮米子委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の神川氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 住吉字大戸〇〇285㎡を含む計3筆4,989㎡、〇〇さんから相続により兵庫県尼崎市〇〇さん、昭和53年10月21日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 余多字新田〇〇1,162㎡を含む計6筆5,545㎡、〇〇さんから相続により知名町〇〇さん、平成14年11月3日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告第3号について、何かご意見、ご質問ありますか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>次に、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>1番 大津勘字節佐〇〇2,493㎡を含む3筆4,706㎡、和泊町〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日と引渡日が令和7年4月30日です。</p> <p>2番 徳時字川田原〇〇3,165㎡、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日と引渡日が令和6年5月1日です。</p> <p>3番 住吉字具屋原〇〇790㎡を含む計6筆13,463㎡、住吉〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和7年4月30日、引渡日が令和7年6月1日です。</p> <p>4番 田皆字儒地〇〇3,405㎡を含む計5筆9,626㎡、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日と引渡日が令和7年3月31日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の報告第4号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	次に、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
	<p>【議案第4号について朗読】</p> <p>議案第4号は、売買8件、贈与6件、交換2件です。</p> <p>1番 屋子母字前原〇〇5,085㎡、売買。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 屋子母〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 徳時字内蔵仁〇〇2,074㎡、贈与。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 徳時〇〇さんです。</p> <p>3番 徳時字内蔵仁〇〇775㎡、売買。譲渡人 神戸市〇〇さん、譲受人 徳時〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 徳時字川田原〇〇3,165㎡を含む計5筆17,485㎡、贈与。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>5番 住吉字具屋原〇〇2,171㎡、交換。譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。</p> <p>6番 住吉字具屋原〇〇1,972㎡、交換。譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。</p> <p>7番 田皆字迫原〇〇2,546㎡を含む計3筆9,556㎡、贈与。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>8番 田皆字前原〇〇2,127㎡、贈与。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>9番 新城字長竿〇〇2,738㎡を含む計2筆3,462㎡、贈与。譲渡人 鹿児島市〇〇さん、譲受人 新城〇〇さんです。</p>

	<p>10番 上平川字池田袋〇〇550㎡、売買。譲渡人 上平川〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>11番 下平川字瀬田原〇〇1,667㎡を含む計3筆4,483㎡、贈与。譲渡人 下平川〇〇さん、譲受人 下平川〇〇さんです。</p> <p>12番 屋者字名川佐〇〇734㎡を含む計5筆10,307㎡、売買。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>13番 芦清良字先之増〇〇871㎡、売買。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>14番 芦清良字星窪〇〇2,324㎡、売買。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>15番 黒貫字永井〇〇1,879㎡を含む計4筆8,488㎡、売買。譲渡人 神戸市〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>16番 瀬利覚字只原〇〇652㎡、売買。譲渡人 和泊町〇〇さん、譲受人 知名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。</p>
1番推進委員	<p>1番、説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。〇〇さんは機械類も全部揃っていてユンボを持っているので畑周りを整地しながら譲り受けるということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番推進委員	<p>2番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は兄弟です。畑は自宅裏にあり10年近くバレイショを植えています。機械類は兄から借りて農業しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番推進委員	<p>3番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は畑にキビの株出しをしています。機械類も揃っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

3 番農業委員	<p>4 番を説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。親が機械類を全部持っています。 現地はキビの株出しをしていました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2 番推進委員	<p>5 番と 6 番を説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。〇〇さんが自宅に近い畑がほしいとのことで交換することになりました。2 人とも農機具は全て揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5 番推進委員	<p>7 番を説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は新規就農者です。 親が機械類を全部持っています。 現地はキビの春植えと株出しをしていました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
6 番農業委員	<p>8 番を説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は機械類を全部持っています。 現地はキビの春植えと株出しをしていました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
6 番推進委員	<p>9 番を説明します。 譲渡人と譲受人は兄弟です。譲受人は会社員で退職してから畑をするとのことです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番農業委員	<p>10 番を説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は兼業農家で後継者もいます。畑はかぼちゃを植える予定です。機械類も揃っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番農業委員	<p>11 番を説明します。 譲渡人と譲受人は夫婦です。畑はバレイショ、キビを作っています。長男が帰島して農業をする予定です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番推進委員	<p>12 番を説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は機械類を全部持っています。 現地は耕作中でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

9 番推進委員	13番を説明します。 譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は隣接地を耕作しており機械類を全部持っています。ご審議のほどよろしくお願ひします。
9 番推進委員	14番を説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は新規就農3年目で機械類を全部持っています。ご審議のほどよろしくお願ひします。
10番推進委員	15番を説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はキビとバレイショを作っています。機械類も揃ってあります。ご審議のほどよろしくお願ひします。
10番農業委員	16番を説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。バレイショを作る予定で機械類は友達から借りて農業をするとのこと。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願ひします。
	(意見、質問なし)
議長	議案第4号について、賛成の方は挙手をお願ひします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は許可決定とします。
議長	次に議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局から説明をお願ひします。

事務局	<p>議案第5号を説明します。</p> <p>契約開始日は、全て令和7年8月1日となります。</p> <p>貸出期間が5年間の分が30,835㎡うち更新分28,335㎡、出し手が7名うち更新分6名、受け手が5名うち更新分4名です。</p> <p>貸出期間が10年間の分が12,196㎡うち更新分1,793㎡、出し手が3名うち更新分1名、受け手が3名うち更新分1名です。</p> <p>内容については、資料のとおりです。</p> <p>1番～2番 新城字台久辺〇〇 3,324㎡を含む計2筆 5,663㎡、出し手は和泊町 〇〇さん、受け手は和泊町 〇〇さん、5年間の使用貸借契約です。</p> <p>3番～5番 赤嶺字阿田〇〇 1,467㎡を含む計3筆 4,170㎡、出し手は和泊町 〇〇さん、受け手は和泊町 〇〇さん、10年間の賃貸借契約です。</p> <p>6番～9番 屋者字高アタ子〇〇 2,456㎡を含む計4筆 9,512㎡、出し手は屋者 〇〇さん、受け手は屋者〇〇さん、5年間の賃貸借契約です。</p> <p>10番～11番 赤嶺字白石原〇〇 2,317㎡を含む計2筆5,216㎡、出し手は和泊町〇〇さん、受け手は芦清良〇〇さん、5年間の賃貸借契約です。</p> <p>12番～14番 屋者字〇〇 3,336㎡を含む計3筆 7,944㎡、出し手は下平川 〇〇さんと余多の〇〇さん、受け手は瀬利覚 〇〇さん、5年間の賃貸借契約です。</p> <p>15番 屋子母字ゲンテナ〇〇 1,793㎡、出し手は始良市 〇〇さん、受け手は屋子母 〇〇さん、10年間の賃貸借契約です。</p> <p>16番～21番 住吉字屋陳当〇〇 1,500㎡を含む計6筆 8,733㎡、出し手は住吉 〇〇さん、受け手は正名 〇〇さん、2筆が5年間の賃貸借契約で4筆が10年間の賃貸借契約です。</p>
議長	<p>議案第5号については、計画を決定します。</p> <p>次に、議案第6号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農業振興地域内農用地利用計画変更について、説明します。</p> <p>議案第6号</p> <p>申請人及び住所は資料のとおりです。</p> <p>土地の表示は、芦清良字ヨテヤ〇〇 1,149㎡を含む2筆計5,985㎡のうち3,015㎡</p> <p>事業計画は牛舎、堆肥舎、通路で、施設の概要は牛舎 750㎡、堆肥舎 241.5㎡、通路 510㎡。所要面積は、牛舎 2,005㎡、堆肥</p>

	舎 500㎡、通路 510㎡。資金調達計画は、取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、自己資金〇〇円、融資〇〇円、補助金〇〇です。
議長	議案第 6 号について、地区担当委員から補足説明があればお願いします。
9 番推進委員	昨日、転用事業者にお会いした際に、畜産の規模拡大を目指していると言っていました。建設する牛舎の近くまで元々の水道管があるとのことでした。
2 番農業委員	牛舎までの水道敷設は事業費に含まれているのか？
事務局	今はわからないので後で確認します。
議長	それでは、議案 6 号について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第 6 号については、計画を決定します。 次に、議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明します。 先ほどの議案第 6 号と 1 番～ 5 番については同じ内容なので省力します。6 番の許可基準については、農用地区域内農地であるため原則不許可になりますが、不許可の例外として、議案第 6 号の農用地利用計画の変更により指定用途を変更することにより農用地利用計画指定用途として許可相当になります。
議長	それでは、議案 7 号について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第 7 号については、原案のとおり許可決定とします。 次に、議案第 8 号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第8号 あっせん委員の指名について、説明します。</p> <p>【議案第8号について朗読】</p> <p>田皆字南俣〇〇 199㎡を含む従前地計4筆 7,405㎡、一時利用配分面積5,479㎡ 所有者 住吉〇〇さん、売買で価格は応相談です。工事分担金は〇〇さんが支払いますが、換地清算金は確定測量が終わってないので未定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>あっせん委員について、こちらから指名してもよろしいか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第8号については、池沢委員、辻委員にお願いします。よろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして議題事項は終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>上記のとおり相違ないことを確認し署名する。</p> <p>令和7年5月23日</p> <p>議 長 沖 道人</p> <p>署名委員 辻 雄一郎</p> <p>署名委員 榮 米子</p>